

就学援助新入学学用品費等の就学前支給のお知らせ

熊野町では令和8年度に小学校に入学されるお子様がいるご家庭で、経済的に困りの保護者（※認定基準に該当する場合）に新入学学用品費等の支給を**就学前の2月末**に行います。詳しくは以下をご覧ください。

○支給の対象となる方

以下の要件を全て満たしている方

- ・ 令和8年4月に熊野町立小学校又は町外の国公立小学校に入学予定の幼児の保護者
- ・ 基準日（令和8年2月1日）に熊野町に在住している方
- ・ 期日（令和7年12月19日（金））までに「令和7年度就学援助新入学学用品費等就学前支給申請書兼世帯票」を提出し、受給資格の認定を受けた方

※対象外となる方（以下のいずれかに該当する方）

- ・ 国公立小学校以外の学校（私立小学校等）に入学する幼児の保護者
- ・ 生活保護の入学準備金を受給される方
- ・ 熊野町以外で新入学学用品費等の支給を受けられた方

○申請方法及び申請締切

- ・ **申請締切：令和7年12月19日（金）締切厳守**
- ・ **提出書類：「令和7年度就学援助新入学学用品費等就学前支給申請書兼世帯票」及び「支払金口座振替依頼書」**
- ・ **提出先：熊野町教育委員会 教育総務課**

※私立小学校に進学する予定のある方は、進学が決定した時点で「就学援助新入学学用品費等入学前支給辞退届」を提出していただきます。また、就学前支給を希望されない方は、**令和8年2月2日（月）までに**辞退届を提出していただきます。熊野町教育委員会教育総務課にお申し出ください。

○支給額及び支給時期等

- ・ **支給額：68,690円（内訳：新入学学用品費57,060円、1学年の学用品費11,630円）**
- ・ **支給時期：令和8年2月27日（金）**
- ・ 支給方法：熊野町教育委員会から指定された保護者の口座に振り込みます。

○注意事項

- ・ 令和8年2月2日以降に熊野町から転出をされても、新入学学用品費等の返還は求めませんが、転出先自治体に、熊野町で新入学学用品費等の就学前支給を行った旨の通知を行いますので、ご了承ください。（※二重払いを避けるため）

ただし、支給後に私立小学校への進学が決定した場合には、事実が判明した日から14日以内に支給額全額を返還していただきます。

- ・ 今回の新入学学用品費等の支給を受けた場合でも、「令和8年度就学援助制度」を希望する場合は、別途申請していただく必要があります。「令和8年度就学援助制度」のお知らせについては、令和8年2月頃に開催予定の小学校入学説明会において配付予定です。
- ・ 今回の新入学学用品費等の支給を受けた方については、「令和8年度就学援助制度」に認定された場合、令和8年度には「新入学学用品費」および「学用品費」の支給は受けられません。

就学援助新入学学用品費等就学前支給までの流れ



令和7年10月中旬



「就学援助新入学学用品費等の就学前支給のお知らせ」、「令和7年度就学援助新入学学用品費等就学前支給申請書兼世帯票」及び「支払金口座振替依頼書」を送付

経済的に就学困難な状態にあり、就学援助新入学学用品費等の支給を希望する場合

※該当しない又は希望しない場合は提出する

令和7年12月19日



「令和7年度就学援助新入学学用品費等就学前支給申請書兼世帯票」、「支払金口座振替依頼書」の提出締切

※不認定の場合は、口座振替依頼書を申請者に返却します。

「就学援助制度準要保護」の認定基準により審査。

※認定基準については裏面をご覧ください。

令和8年2月中旬



認定、不認定の通知を送付

令和8年2月27日

令和8年2月27日（金）に新入学学用品費等を支給

- ・ 今回の審査の結果、不認定となった場合でも「令和8年度就学援助制度」で「準要保護」の認定を受けた場合には、令和8年度1学期中に新入学学用品費等の支給を行います。
- ・ 今回の審査で用いる基準は「令和7年度就学援助制度」の基準となります。「令和8年度就学援助制度」では新年度の審査基準を用いますので、審査結果が変わる場合があります。

〇お問い合わせ先

〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

熊野町教育委員会 教育総務課 TEL：082-820-5620

令和 7 年度就学援助制度（準要保護）認定基準

区分	申請理由	添付書類
1	生活保護を受けている	<u>新入学学用品費等の支給対象に該当しません。</u>
2	生活保護が停止又は廃止になった世帯	生活保護停止又は廃止決定通知書の写
3	・ 町民税の減免世帯 ・ 個人事業税の減免世帯 ・ 固定資産税の減免世帯	・ 町県民税課税賦課決定減額通知書の写（令和 7 年度） ・ 個人事業税減免通知書の写（令和 7 年度） ・ 固定資産税賦課決定減額通知書の写（令和 7 年度）
4	国民年金保険料の減免世帯	・ 障害、母子福祉、準母子福祉年金証書の写 ・ 国民年金保険料免除申請承認通知書の写
5	国民健康保険税の減免又は徴収猶予世帯	国民健康保険税免除申請に伴う決定書の写
6	児童扶養手当を受けている世帯	児童扶養手当証書の写
7	生活福祉資金の貸付を受けている世帯	生活福祉資金の貸付決定通知書の写
8	雇用保険の失業給付を受けている世帯	雇用保険受給資格者証の写
9	生活状態が不安定で経済的に就学困難な世帯	添付書類は必要ありません。 ※ただし、<u>令和 7 年 1 月 1 日の住所地が熊野町でない方</u>については、前住所地にて「令和 7 年度(令和 6 年分)課税台帳記載事項証明書」（世帯全員分）を請求し、提出してください。
10	その他、保護者が死亡したり災害にあった場合など、特別な理由がある場合	住民票の写、り災証明書など申請理由によって必要な書類がありますので、ご相談ください。